

「障害者トライアル雇用奨励金」の 支給内容を拡充しました

精神障害者を初めて雇用する場合は、月額最大8万円を支給

「障害者トライアル雇用奨励金」とは、障害者を原則3か月間、試行的に雇い入れた場合に助成するものです。

障害者の適性や業務遂行の可能性を見極め、継続雇用への移行のきっかけとさせていただくことを目的としています。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができるため、障害者雇用への不安を解消することができます。

この奨励金の支給内容を、平成28年4月1日から拡充しました。

拡充内容

- ◆ 精神障害者を初めて雇用する場合は、
支給額が、**月額最大8万円（最長3か月）**になります。

【支給要件】

支給対象者の雇入れの日の前日から過去3年間に、精神障害者※¹を常時雇用する労働者として雇用したことがない場合※²。

- ※1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限ります。
- ※2 過去に、障害者トライアル雇用労働者1人につき月額最大8万円の支給を受けた場合（当該支給の対象となる雇入れの日から3年を経過した場合を除く）を除く。

※ 精神障害者を初めて雇用する以外の場合は、これまでどおり月額最大4万円（最長3か月）です。

障害者トライアル雇用奨励金の支給要件が、緩和されています

現在障害者を雇用している事業主が、新たに障害者トライアル雇用によって障害者を雇用する場合も、奨励金の対象となります。（平成26年4月1日から）

事業主の皆さまには、積極的に活用いただくようお願いします。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

